

第52回 共に学ぼう！セミナーのご案内

『 簡易裁判所でできる債権回収 』

講師 行政書士 岡本 後良

～支払督促と少額訴訟～

不景気の影響により会社の資金繰りが厳しくなっている会社様は多いと思います。

そこで、資金繰り悪化の一つの原因となる営業債権の回収について、「何度請求しても、売掛金が回収できないので何か回収する方法は？」といった時に簡易裁判所に提訴する「支払督促」及び「小額訴訟」についてご説明いたします。

債権額にもよりますが、特に「支払督促」についての具体的な方法及び流れを経験に基づいてご説明させていただきます。

■開催日

平成 23年 3月24日(木)

■時間 18:30～20:00

■会場 合同会計未来財務
大阪市淀川区東三国2-38-7
タニコー新大阪ビル 7F研修室

■参加費 顧問先企業の方は無料
(顧問先様以外の方は資料代1000円頂戴致します)

【プロフィール】

●岡本後良行政書士事務所

<設立>

平成11年9月

<事業内容>

建設業登録申請

株式会社、医療法人等設立

遺産分割協議書作成

官公庁提出書類作成等

●岡本後良(おかもとごろう)

1953年11月生まれ、京都在住。大阪経済大学卒業後建設コンサルタント会社などを経て行政書士事務所開設。



セミナー参加申込書 ⇒ FAXのご返信にて、06-4807-7777 早瀬 までお願いします。

貴社名:

フリガナ

ご芳名:

(ご役職:)

(ご役職:)

ご住所:

電話番号:

FAX:

ご記入いただいた情報は、未来財務が所有し、セミナーのお知らせと各種商品・サービスのご案内及びその他情報提供に利用いたします。未来財務は、個人情報保護法その他関係法令及びガイドラインを遵守いたします。